

答申第28号

令和7年11月6日

行田市教育委員会 教育長 渡辺 充 様

行田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 町田 知啓

答 申 書

令和7年2月5日付け行教総第1612号で諮問のあった件について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

行田市教育委員会が、令和6年12月20日付け行田市義務教育学校設置に向けた再編計画（個別編）プロポーザルの実施結果の詳細に関わる情報公開請求に対して部分公開とした決定は妥当である。

第2 審査請求に係る経緯等

- 1 令和6年12月20日審査請求人○○○氏から、行政情報公開請求書が提出された。
- 2 令和7年1月6日行教総第1490号で行政情報部分公開決定処分をし、同8日に審査請求人に窓口で交付した。
- 3 令和7年1月10日に令和7年1月6日付け行教総第1490号で行田市教育委員会（教育総務課）が行った行政情報部分公開決定処分に対し、令和7年1月10日付けの審査請求書が提出され、内容の一部を補正依頼した。
- 4 令和7年1月15日補正依頼後、改めて令和7年1月10日付けで審査請求書が提出された。
- 5 令和7年2月6日実施機関（教育総務課）から2月5日付けの諮問書が提出された。（諮問書番号：行教総第1612号）
- 6 令和7年2月13日実施機関から2月5日付けの弁明書が提出された。併せて実施機関から審査請求人に対し、審査会諮問通知書及び弁明書が送付された。審査会事務局から、

期限を令和7年3月6日と定め、弁明書に対する意見書及び資料の提出を求めた。

- 7 令和7年3月6日審査請求人から意見書及び資料の提出があった。
- 8 令和7年3月28日審査請求人から口頭意見陳述申立書が提出された。
- 9 令和7年6月11日審査会事務局から関係者に対して口頭意見陳述の開催通知を送付した。
- 10 令和7年6月13日審査会事務局から実施機関に対して審査会からの質問書を送付した。
- 11 令和7年6月17日審査請求人に対して、口頭意見陳述における実施機関への質問の有無及び質問の内容について照会文書を送付した。
- 12 令和7年6月27日審査請求人から口頭意見陳述における実施機関への質問の有無及び質問の内容についての回答が提出された。実施機関から審査会に対して「審査会からの質問書」に対する回答書の提出があった。
- 13 令和7年7月10日審査請求人に対する口頭意見陳述を実施した。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書のほか、令和7年3月6日付け意見書及び令和7年7月10日の審査会における口頭意見陳述において、おおむね以下のとおり主張している。

1 審査請求の趣旨

当該プロポーザルの実施にあたり任命された審査員は、すべて行政の職員であり、氏名を公表することにより率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるとは考えにくく、審査委員の氏名を公開すべきである。

不採用とされた会社は、市の公募に対し応募したのであるから、その時点において当該プロポーザルに係る行政情報は公開が当然であり、すでに結果が明らかになっている現在において非公開とする理由は存在しないため、不採用とされた会社の会社名を公開すべきである。

2 審査請求の理由

プロポーザルの実施にあたり任命された審査員は、責任をもって業務にあたるものであり、役職とともに氏名を公開すべきである。

実施機関は、審査委員の氏名を公開した場合、審査委員ごとの具体的な採点内訳が明らか

になることから、各委員の採点内訳や他の委員との採点の差について外部からの干渉や圧力が生じるおそれがあり、率直な意見が言えない、中立性が損なわれると主張するが、審査委員名を公表することと裁定内訳が明らかになることは別のことである。干渉、圧力には、選定結果について一切対応しないとすればよい。

不採用とされた会社名は、公開により当該法人の権利、競争上の地位、正当な利益を害するとは考えにくく、不採用とされた会社名を伏せることは、実際に不採用とされた会社の存在すら疑われることにもなり、行政としての信頼性を著しく損なう行為である。

提出した参考資料にあるように、他市では、プロポーザル方式による事業者選定後に審査員名や不採用とされた会社名等を公開している。

審査請求人は、業者選定後に開示請求をしたが非公開であった。公正さを主張するなら、市民の前に透明性を示すことに重点を置き、応募してきた会社が2社であっても次点として社名を公開すべきである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関は、令和7年2月5日付け弁明書及び令和7年7月10日の当審査会における徵取において、おおむね以下のとおり主張している。

1 弁明の趣旨

「処分庁の決定は要当である。」との答申を求める。

2 本件処分を行うに至った理由

(1) 不採用とされた会社名を非公開としたことについて

ア 行田市情報公開条例（平成15年条例第21号。以下「条例」という。）第7条第2号では、非公開情報として「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの又は実施機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供されたものであって法人等若しくは個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。」と規定されている。

プロポーザル方式による業者選定は、豊富な実績、専門的な知見に基づく技術力、企

画力、創造性等を総合的に評価する必要があり、どの項目でいかなる評価をされているか、相対的に低い評価を受けている項目など、その評価の程度が客観的に明らかとなる。また、選定業者との対比において評価が低かったことを明示することは、当該法人の社会的な信用力に影響を与えることとなり、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当すると判断したものである。

イ 行田市義務教育学校設置に向けた再編計画〈(仮称) 個別編〉作成支援業務委託プロポーザルにおける実施要項においても、条例の規定の趣旨を鑑み、不採用とされた者の競争上の地位を配慮し、優先交渉者以外の者の参加者名を伏せて、特定できないよう公表するものとしており、各事業者は本実施要項の記載事項を理解した上で応募していることから会社名を非公開としたものである。

(2) 選定した委員の名前を非公開としたことについて

条例第7条第4号では、非公開とする必要がある情報として、「市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

審査委員ごとの具体的な採点内訳が明らかになることにより、業者選定に係る利害関係人などの第三者が委員に対し不服や批判を申し立てるといった外部からの干渉や圧力が生じることが考えられる。そのことが選定委員を委縮させ、自由かつ率直な採点が妨げられるなど業者選定の適正な遂行に支障を及ぼし、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、条例第7条第4号の規定により選定委員名を非公開としたものである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

行田市の情報公開についての条例の基本的理念は、その第1条においてうたわれているように、市民の知る権利を尊重し情報の公開を総合的に推進することにより、市政運営の透明性の向上及び市民の信頼と参加の下にある公正かつ民主的な市政の発展に資することで

ある。このような基本的理念を実現するためには、市が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公開することにより法人等の正当な利益を侵害したり、自治体内部の審議に関する情報にあっては、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、行政の公正かつ適切な執行を妨げ、ひいては市民全体の利益を損なうものもある。このため、立法者は条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開・非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第7条において適用除外事項として具体的に類型化し規定したものである。

そして、条例第7条に定める事項に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的にとらえ判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

2 具体的な判断及びその理由

実施機関は、本件情報が条例第7条第2号及び同条第4号に該当すると主張するので、これについて検討、判断する。

(1) 本件行政文書について

別表の1に掲げる文書は「行田市義務教育学校設置に向けた再編計画＜（仮称）個別編＞作成支援業務委託プロポーザル」における審査の結果優先交渉権者を決定する決裁文書であり、起案文書、評価基準の概要及び企画提案書等審査表からなる。起案文書には、優先交渉権者となった会社（以下「A社」）と次点で不採用となった会社（以下「B社」）の会社名、住所及び合計点が記載されている。このうち開示しないこととした部分は、B社の社名及び住所である。評価基準の概要は、評価項目と各配点が記載された表であり、全部公開している。また、企画提案書等審査表は、A社、B社についての審査項目、評価項目、配点と審査委員名が記載され、それぞれの審査委員がどの項目に何点をつけたのかが記された集計表である。このうち開示しないこととした部分は審査委員名である。

別表の2はプロポーザル審査委員会の設置要綱であり、全部公開されている。

(2) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、「法人等…の当該事業活動の自由あるいは公正な競争秩序の維持に關し、それが正当なものである限りにおいて社会的に保障されなければならな

いという趣旨から…公にしないとの条件で任意に提出されたものについては非公開とすることを定めたもの」である（「行田市情報公開条例・行田市個人情報保護条例の解釈と運用」）とされている。

また本号は、法人等又は事業を営む個人に関する情報について、その取扱いを定めたものである。ここでいう法人等の範囲については、この条文中に「国及び地方公共団体を除く」との除外規定が設けられている。したがって、本号の趣旨は、公的性質を有しない法人等の正当な利益に関する情報を保護することにあることができる。

実施機関は、プロポーザル方式による業者選定は、豊富な実績、専門的な知見に基づく技術力、企画力、創造性等を総合的に評価する必要があり、どの項目でいかなる評価をされているか、相対的に低い評価を受けている項目など、その評価の程度が客観的に明らかとなること、選定業者との対比において評価が低かったことを明示することができる、当該法人の社会的な信用力に影響を与えることとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当すると主張する。

当審査会が実施機関に確認したところ、本プロポーザルへの応募は2社であった。そして、公開された企画提案書等審査表には評価項目と評価点が記載されており、会社名を開示すると評価項目ごとの両社の優劣の差が見て取れる。よって、不採用とされた会社の社会的評価を低下させるおそれがあることから、不採用とされた会社名は情報公開条例第7条第2号に該当する。また今回の「行田市義務教育学校設置に向けた再編計画〈(仮称) 個別編〉作成支援業務委託プロポーザル実施要領」中の「[17情報公開及び提供]においては、「候補者以外の業者名は特定できないよう公表するものとする。」という条件を付して公募していたことが認められる。そうすると、今回の公募にあたって、少なくとも対象となる会社に対しては、その社名が特定されるような公表をすることは、公募に際しての条件違反となることが明らかである。それゆえ優先交渉者以外の業者名が特定できるように公表することは、本要領違反になり、応募してきた業者との関係での信頼関係から問題が生じる。

ゆえに、実施機関が不採用となつた会社名及び住所を非開示としたことは妥当と判断する。

(3) 条例第7条第4号該当性について

条例第7条第4号は、「市…の内部における審議…に関する情報が公開されると、外

部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、…このような情報への対応を定めたもの」(前同)である。

当該プロポーザルに係る審査委員は、審査項目ごとの基準に照らして客観的かつ公正、中立な事業者選定を行うことが必要であり、評価を率直に評定できる環境が確保されていなければならない。

別表1の企画提案書等審査表を見ると、横軸に審査委員名が記載され、縦軸に評価項目が記載され、項目ごとに配点が記されている。

審査請求人は、審査委員名を公表することと裁定内訳が明らかになることは別のことである。干渉、圧力には、選定結果について一切対応しないとすればよいと主張するが、本件開示対象文書は、審査委員名と裁定内訳が結びつく状態になっており、別のこととすることはできない。

よって、委員名を開示すると、どの委員がどの項目に何点を付けたのかが明らかとなり、委員同士の配点の比較が可能となる。

このような状況の中、委員名を開示することとすると、個別の委員がいかなる評価をしたのかが明らかになり、選定されなかつた事業者等の利害関係人が、選定されなかつた理由を各委員に係る評価点数に求め、不服や批判を自己に不利益な評価をした個別の委員に向ける可能性を否定できず、係る批判等にさらされる負担を極力回避したいという心理から、今後委員が率直な評価を行うことを妨げ、公正、中立な事業者選定がなされないおそれがある。

さらに、今後、同様のプロポーザルを実施する際、かかる負担を回避するために委員への就任を躊躇する者がでてくるおそれがあるなど、適任の人材を配置することが困難になることが認められるため、審査委員名については、条例第7条第4号により非開示が妥当であると判断する。

しかも本件では、既に各審査員の各採点結果が開示されているため、その枠上の「氏名」を開示すると、直ちにその審査委員の下した評価が判明してしまうことになり、前記のおそれが大きいものとなる。そうすると今回の場合は、本件情報開示にあたり審査員の氏名を非公開とした処分は妥当なものである。

以上の理由から、本件処分については、上述の「第1 審査会の結論」のとおり判断

するものである。

第6 付言事項

なお、今回は事業者選定に当たり対象事業者を公開しないことを条件として公募したものであったが、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、市の諸活動を市民に説明する責任が全うされるようにし、もって市政運営の透明性の向上及び市民の信頼を参加の下にある公正かつ民主的な市政の発展に資するため、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならぬことから、本件のプロポーザル方式による事業者選定については、どのような者が審査にあたったかについて公表されることが望ましい。本件のように個別具体的な各採点結果と評価を行った審査委員名が結びつかない限り、実施機関の主張するような委員の選定や採点に影響を与えることは考えにくいため、情報の公開を念頭とした行政文書の作成をされたい。また、不採用とされた会社名についても、応募が3社以上であった場合には次点の会社名は公表するなど、企業に与える影響を考慮しつつも情報の開示に努められたい。

かように条例の実施機関としては、条例の原則公開の趣旨から、公開の可否について折に触れ点検し、公開請求の決定に際し可能な限り情報提供者に承諾を得るなどして情報公開に対する積極的な姿勢が望まれる。

第7 審査経過等

令和7年 2月 5日 實施機関より諮詢

同年 4月 23日 審議

同年 7月 10日 申請請求人口頭意見陳述、実施機関からの聴取及び審議

同年 11月 6日 審議、答申

行田市情報公開・個人情報保護審査会

会長	町田 知啓	弁護士
副会長	青柳 卓弥	大学教授
委員	長谷川 裕寿	大学教授
委員	杉臣 幸恵	弁護士
委員	小林 繁	元県職員

別表

	文書名	処分
1	行田市義務教育学校設置に向けた再編計画<(仮称) 個別編>作成支援業務委託プロポーザル審査結果について (報告)	部分公開
2	行田市義務教育学校設置に向けた再編計画〈(仮称) 個別編〉作成支援業務委託プロポーザル審査委員会要綱	全部公開